

市民部

議案第159号 指定管理者の指定（大津市木戸交流センター）

について

議案第159号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

当該議案につきましては、大津市木戸709番地にあります大津市木戸交流センターの指定管理者の指定に関するものです。指定管理者候補者は大津市浜大津四丁目1番1号を所在地とする、社会福祉法人大津市社会福祉事業団で、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

それでは、タブレット資料に併せてご説明させていただきます。  
2ページをお願いいたします。

「施設概要」につきましては、大津市木戸交流センターで、所在は木戸709番地となります。

併設しております健康福祉部所管の木戸デイサービスセンターと一体の施設となっており、全体の敷地面積は4,549.39m<sup>2</sup>です。建物は鉄筋コンクリート造平屋建で、延べ床面積は集会室や調理実習室、共用部分を含めて453.60m<sup>2</sup>となっており、これらの貸室にかかる使用許可や利用料金の徴収、施設の維持管理等が主

な業務となります。

3ページをお願いいたします。

開館時間は、午前9時から午後10時までで、土曜、日曜、5月4日及び5日、年末年始を休館日としております。根拠法令としては、大津市木戸交流センター条例及び管理運営に関する規則となります。

4ページをお願いいたします。

施設の平面図及び各貸室の状況です。左上の「フロアのご案内」における黄色に赤枠の箇所が木戸交流センターであり、緑色に着色した箇所が木戸デイサービスセンター、水色が一体利用をしている事務所等のスペースとなります。

5ページをお願いいたします。

「指定管理者が行う業務」としましては、（1）施設の運営に關すること、（2）施設の使用許可及び利用料金徵収事務、（3）施設及び設備の維持管理に關すること、（4）施設の警備に關する業務、（5）負傷者の対応及び報告の大きく5つとなります。

当該施設を、併設する木戸デイサービスセンター運営事業者と同一事業者を指定する理由としましては、構造上、両施設が一体の建物であることから、同一事業者が一体的に管理することで、効率

的・効果的な運営が可能となるためです。

6ページをお願いいたします。

「申請者の概要」についてですが、団体名は、冒頭に申し上げたとおり、大津市浜大津四丁目1番1号を所在地とする社会福祉法人大津市社会福祉事業団で、提出された事業計画の骨子としましては、1. 管理の基本方針、2. 危機管理体制、3. 人員計画、職員の研修計画、4. 施設運営、5. 委託料・利用料金、6. 自主事業計画の大きく6つとなります。

「委託料申請額」は、5年間の総額で16,285千円です。

7ページをお願いいたします。

「採点結果」につきましては、審査項目として「安定的な運営」「サービスの向上」「経費の縮減」の3つを設定し、項目ごとの配点、満点、得点は表中に記載のとおりです。合計得点は700点満点中、505点でした。

「選定理由」につきましては、施設の設置目的及び管理運営に関する基本的な考え方を十分に理解しており、類似施設の管理運営についての経験と実績を活かした、安定的な運営が期待できると評価されたためです。また、地域住民等の活用を促進するための情報発信や広報活動、併設施設である木戸デイサービスセンターとの一体

的な運営による、効率化や経費縮減などの提案がありました。

8ページから12ページにかけては、申請団体から提出された事業計画書の概要を記載しています。

8ページをお願いいたします。

「管理の基本方針」につきましては、施設の情報発信及び積極的な広報活動、公平・公正を基本とする施設の使用許可、効率的かつ適切な施設の維持管理、併設する木戸デイサービスセンターとの一体的な施設管理による効率的な運営と経費の縮減、感染症対策の徹底となっております。

9ページをお願いいたします。

「危機管理体制」につきましては、日常時の安全管理からハラスマント対策まで、記載のとおりです。

10ページをお願いいたします。

「人員計画、職員の研修計画」につきましては、併設する木戸デイサービスセンターとの兼務所長、兼務事務員、開閉員の配置のほか、研修計画については記載のとおりです。

11ページをお願いいたします。

「施設運営」につきましては、“サービス向上策”として自動販売機設置による利便性の向上や、“利用促進の方策”として事業団

主催行事での PR や各種団体への呼びかけ、“利用者の声の反映”として投書箱の設置などが掲げられています。

1 2 ページをお願いいたします。

「委託料」につきましては、5 年間で 1 6 , 2 8 5 千円、施設の「利用料金」は、大津市木戸交流センター条例に定める額のとおりです。

「自主事業」につきましては、文化活動事業として、淨瑠璃や舞踊等の文化公演会を定期的に開催し、併設の木戸デイサービスセンター利用者と地域住民とのふれあいの場を提供することで、木戸交流センターを認知してもらい利用促進につなげる取組が計画されています。

1 3 ページをお願いいたします。

「選定基準」につきましては、審査項目、配点、最低水準点等、記載のとおりで、審査は総合得点方式とし、各大項目単位で最低水準点を 6 0 % に設定しました。

1 4 ページから 1 6 ページにかけては、「健康福祉部指定管理者選定委員会の概要及び選定結果」についてです。

木戸交流センターの管理については、併設する木戸デイサービスセンターと一体的に管理運営を行うことで、効率的な運営が可能と

なることから、木戸デイサービスセンターと合わせて公募し、健康福祉部の指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）で、指定管理者の選定を行いました。

本年 7 月 16 日の第 1 回選定委員会において、募集要項及び仕様書等についてご審議いただき、8 月 1 日から 12 日まで募集要項を配布、8 月 21 日から 9 月 2 日まで申請の受付を行いました。

1 団体から申請書の提出があったため、9 月 30 日に第 2 回選定委員会を開催し、申請書類の書面審査及びヒアリング項目についてご審議いただきました。同日、各委員に審査項目ごとに採点いただいた結果、16 ページのとおり評価点 505 点で各審査項目の合計点の全てにおいて最低水準点を満たしていたことから、「社会福祉法人大津市社会福祉事業団」を指定管理者の候補者として第 1 順位に選定したものです。

以上、議案第 159 号 指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。